

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 22日

さいたま市長 殿

提出者

住 所 埼玉県深谷市仲町8番19号

氏 名 株式会社 鈴木工務所

代表取締役 鈴木弘彦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-571-0252

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 鈴木工務所 さいたま支店
事業場の所在地	埼玉県さいたま市中央区鈴谷7-2-2
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	3,300 百万円
③ 従業員数	42人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリートがら→破碎→再生碎石として再利用 廃プラスティック類→最終処分場で埋立処分（委託） 木くず→破碎→チップとして再生利用 建設混合廃棄物→最終処分場で埋立処分（委託） 石綿含有物→最終処分場で埋立処分（委託） がれき類→破碎→再生碎石として再利用

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（4年度）実績】 別紙2の通り		
	産業廃棄物の種類		
		排出量	t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	【目標】別紙2の通り		
②計画	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートくず、木くずについて分別している。 石綿含有産業廃棄物については、確実に他と混じらないように チェック体制を強化している。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスティック類、建設混合廃棄物についても分別を徹底する。
②計画	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t
①現状 (これまでに実施した取組) 特になし	
②計画 (今後実施する予定の取組) 特になし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t
①現状 (これまでに実施した取組) 特になし	
②計画 (今後実施する予定の取組) 特になし	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(年度) 実績】	
産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
t	
①現状 (これまでに実施した取組) 特になし	
【目標】	
産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
t	
②計画 (今後実施する予定の取組) 特になし	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(年度) 実績】	
産業廃棄物の種類	
全処理委託量	t
t	
優良認定処理業者への処理委託量	t
t	
再生利用業者への処理委託量	t
t	
認定熱回収業者への処理委託量	t
t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
t	
①現状 (これまでに実施した取組) 委託基準に基づき、委託可能な処理業者を選定している。	

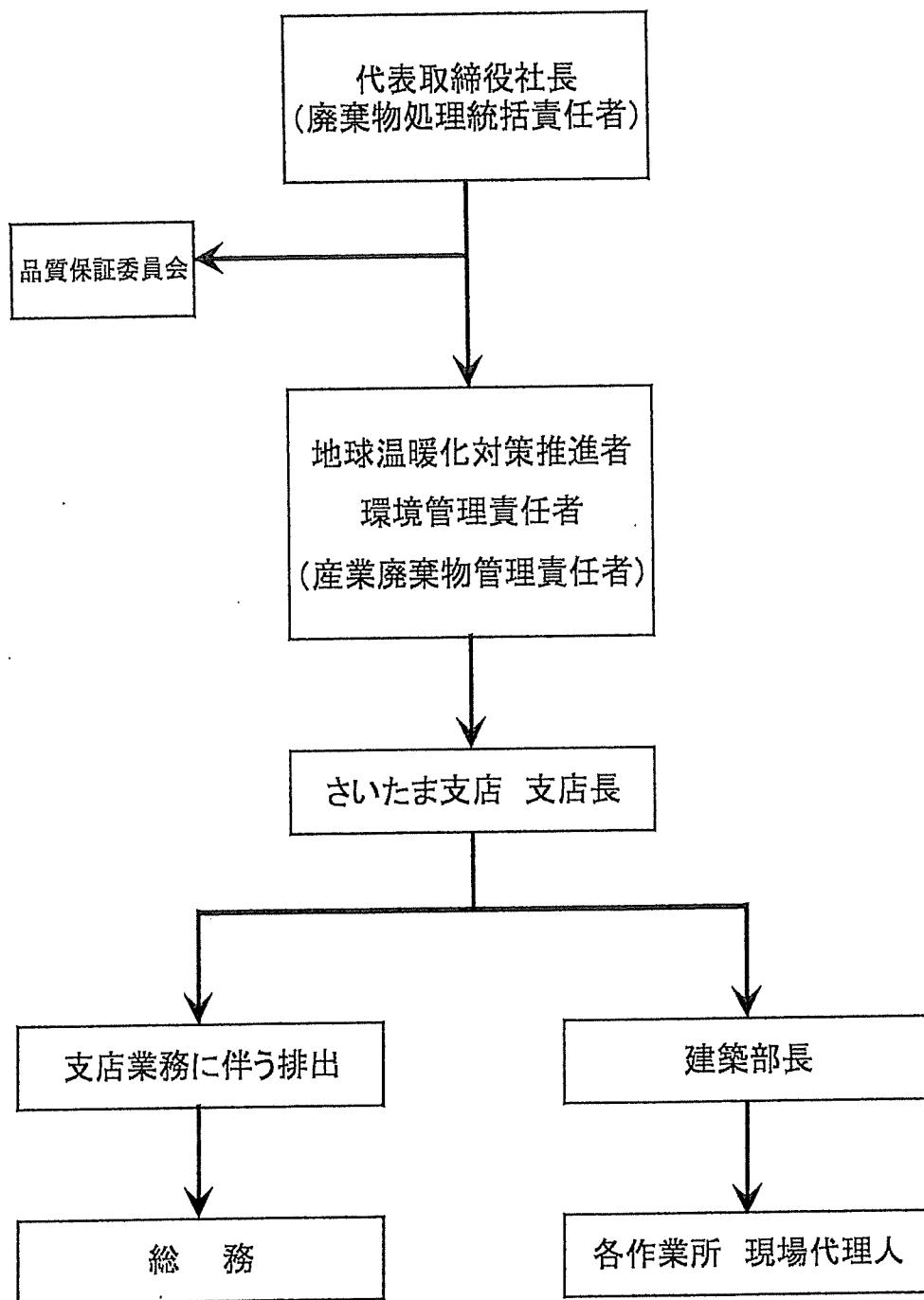
(第5面)

②計画	【目標】 別紙3の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 委託した処分場等の現地確認を実施する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制図
(別紙 1)



別紙2 産業廃棄物の搬出の抑制に関する事項

産業廃棄物の種類	令和4年度実績		令和5年度目標	
	排出量	これまで実施した取り組み	排出量	今後実施する予定の取り組み
コンクリートくず	1060	発生抑制の為の工法の提案及び実施。	954	取り組みの継続及び減量化への新提案を採用する。
廃プラスチック	39.29	発生抑制の為の工法の提案及び実施。	35.3	取り組みの継続及び減量化への新提案を採用する。
木くず	5.18	梱包材を簡素化して発生抑制につなげる。	4.6	取り組みの継続及び減量化への新提案を採用する。
建築混合廃棄物	63.7	梱包材を簡素化し、または分別の徹底を図り発生抑制につなげる。	57.3	取り組みの継続及び減量化への新提案を採用する。
石綿含有物	4	発生抑制の為の工法の提案及び実施。	3	取り組みの継続及び減量化への新提案を採用する。
その他がれき類	49.14	発生抑制の為の工法の提案及び実施。	44.2	取り組みの継続及び減量化への新提案を採用する。

別紙3 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 前年度(令和4年度)実績

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	廃プラスチック	木くず	建築混合廃棄物	石綿含有物	その他がれき類
全処理委託料	1,060 t	39.29 t	5.18 t	63.7 t	4 t	49.14 t
優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—
	1,060 t	—	5.18 t	—	—	49.14 t
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—

②計画 目標

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	廃プラスチック	木くず	建築混合廃棄物	石綿含有物	その他がれき類
全処理委託料	954 t	35.3 t	4.6 t	57.3 t	3 t	44.2 t
優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—
	954 t	—	4.6 t	—	—	44.2 t
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—